

飼料の暫定許容値の改訂

食品の新基準値（食肉100ベクレル/kg、牛乳50ベクレル/kg）を超えない食肉や牛乳が生産されるよう、飼料の暫定許容値を改訂

	旧暫定許容値 (ベクレル/kg)	新暫定許容値 (ベクレル/kg)
牛	300*	100
豚	300	80
鶏	300	160
養殖魚	100	40

※例外として、一定の条件を満たす場合は3,000ベクレル/kg。

家畜の飼養管理等の指導

1. 飼料の新暫定許容値以下の粗飼料（牧草等）を給与するなどの適切な飼養管理の徹底
2. 新暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による除染対策の推進

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

生産された畜産物が基準値（食肉では100ベクレル/kg、牛乳では50ベクレル/kg）を超えないように、飼料の暫定許容値を設け、暫定許容値以下の飼料を与えるなど飼養管理が徹底されています。また、牧草地においては反転耕などによる除染が進められることにより、暫定許容値以下の飼料が生産できるよう支援が行われています。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2015年3月31日

関連 Q&A

- ・1章 QA42 お店で売っている魚や肉は食べても大丈夫ですか
- ・4章 QA1 食べものの安全はどのように確保されているのですか
- ・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・4章 QA5 暫定規制値を厳しくしたということですが、これまでの暫定規制値の安全性についてはどのように考えているのでしょうか
- ・4章 QA96 畜産物の生産現場では、どのような取組がされていますか